

「令和8年度県内企業における外国人材向け日本語講座実施業務」に関する質問に対する回答

令和8年4月28日

No.	募集要領・仕様書 該当箇所	質問	回答
1	募集要領 第2 応募資格等	「1 宮城県内に事業所を有する法人であること」について、弊社は宮城県内に単独の事業所を設置しておらず、グループ会社が有する執務室を間借りして業務を行っているが、当該要件を満たすか。	<p>宮城県内に単独の事業所を設置していないということから、当該要件を満たすとは言い難い。</p> <p>ただし、貴社のグループ会社が有する執務室に貴社の看板を掲げたり、郵便物が届く等、事業所を設置していると同等の信頼性を担保でき、かつ、貴社社員が常駐して事業活動を行っており、円滑に当県や対象企業との連絡調整、問合わせ対応ができることを確約できるのであれば、事業所を有しているとみなす。</p>